**鹿児島県不動産コンサルティング協会　施行規則(改正)**

第1章　　総則

(制定及び改正)

第1条　鹿児島県不動産コンサルティング協会施行規則(以下「規則」という)は本会会則第9章第49条の定めるところにより理事会の議決を経て定める。

　　　　２．規則の改廃についても前項と同様とする。

第2章　　会員

(入会手続き及び審査)

第2条　本会に入会を希望する者は、規則第20条第1号に定める入会申込書に必要事項を記載し、理事会の承認を受けなければならない。

　　　　２．前項に定める入会審査事項は、次のとおりとする。

　　　　　　①本会の会員としての適格性

②不動産コンサルティング研究に対する積極性

３．前項の審査で本会の会員として適正でないと判断したときは入会を拒否することができる。

４．前項により入会を拒否したときは、理事会は７日以内にその旨を直ちに申込者に通知しなければならない。

５．理事会において入会が承認された者は、規則第３条に定める入会金及び第４条に定める会費を入会承認日から７日以内に納金しなければならない。

(入会金)

第3条　会則第７条に定める入会金は次のとおりとする。

　　　　①正会員　　５,０００円

　　　　②法人会員　５,０００円

　　　　③賛助会員　５,０００円

(会費等)

第４条　会則第8条に定める会費は次のとおりとする。

①正会員　　１５,０００円

　　　　②法人会員　１５,０００円

　　　　③賛助会員　　７,５００円

　　　　２．正会員・賛助会員以外の特別役員の会費は免除する。

　　　　３．特別会費等は理事会において決定する。

　　　　４．法人会員が宴会を伴う会議や研修会に出席するときは１名のみを原則として無料とし２名以上の分については人数分の飲食費の実費を負担するものとする。

(会費等の納金方法)

第5条　入会金・会費の納金方法は、本会指定の銀行口座に振り込むことを原則として、会費については1年分を８月末日迄に一括納付することとする。

　　　　２．年度途中の新入会員の場合は月割りとして一括納付することとする。

　　　　３．特別会費については、その都度、理事会の議決に従い指定口座に振り込むこととする。

(褒賞)

第6条　本会に対して特に功労のあった者に対し、会長は理事会の承認を得て褒賞する。

(懲戒)

第7条　会員の懲戒処分の種類は次のとおりとする。

　　　　①除名

　　　　②会員資格の停止

　　　　　(1)除名処分効力発生まで会員資格停止

　　　　　(2)期限付き会員資格の一時停止

　　　　③役職の解任

　　　　④戒告

　　　　⑤注意

(懲戒の手続き)

第8条　会員が前条の懲戒処分に相当する事実のあるときは、綱紀監察委員会の議を経て理事会にて審査させるものとする。

　　　　２．綱紀監察委員会において審議するときは、被懲戒処分者に文書・口頭のいずれかによって弁明の機会を与えるものとする。ただし、その本人の所存が明らかでないとき、あるいはこれを拒否又は放棄したときはこの限りではない。

(懲戒処分)

第9条　綱紀監察委員会がその事実を審議し懲戒処分に附することを妥当と認めたときはその事実の程度により規則第７条に定める懲戒処分を議決する。

２．理事会が前項の懲戒処分を議決したときは、その処分の内容を直ちに本人に通知しなければならない。

(資格喪失日)

第10条　会則第１０条に掲げる資格喪失確定日は次のとおりとする。

　　　　　第１号から第５号の場合は、会員の一人がその事実を知った日

　　　　　第７号の場合は、退会届を提出し、受理された日

　　　　　第８号の場合は、理事会にて議決された日

第3章　　役員

(理事候補の選出)

第11条　会則第１４条第３項の理事候補の選出方法は次のとおりとする。

　　　　①正会員は、役員改選年度の総会開催３０日前までに規則第２０条に定める書式第３号の理事候補推薦届を役員選考委員会に提出しなければならない。

②前号によって推薦する理事候補のほか役員選考委員会は３名以内の理事候補を推薦することができる。

(理事候補の審査)

第12条　会長は、前条の理事候補について役員選考委員会を構成し総会開催日の２０日前迄に、次の事項を審査の上、その適否を決定しなければならない。

①再選される理事候補については、その者が前任期中理事会その他の関係会議等に３分の２以上の出席の有無

②会則及び規則または、本会の議決に反する行為の有無

２．役員選考委員会の委員は、会長、副会長、理事の３名及び監事１名をもって構成する。

(就任)

第13条　役員が就任するときは、規則第２０条第４号に定める就任承諾書を会長に提出しなければならない。

(退任)

第14条　会則第１９条第1項第1号から第３号までの定めにより退任するときは、第２０条第５号に定める退任届を会長に提出しなければならない。

２．前項の場合その者より退任届が提出されないときは、理事会において退任を承認し、退任したものとみなす。

(特別会員の資格)

第15条　会則第２０条の特別役員の資格を次のとおり定める。

　　　　　　相談役・顧問は、本会会長・副会長経験者又は、学識経験者並びに本会に多大な貢献をなした者で理事会において推挙された者

第4章　　会議

(権限)

第16条　本会の会議の権限を次のとおり定める。

①総会は、本会の最高議決機関で会則第２３条及び第２８条第２項第１号から４号までの事項を議決する

②理事会は、本会の執行機関で通常年４回開催し、諸事項を審議執行し本会の円滑な運営を図る

③部会は、本会の各部会に関する事項を処理するために随時開催する

(特別委員会)

第17条　本会は理事会の承認を得て、特別の事案処理のため必要に応じて特別委員会を設置することができる

第5章　　事務局

(事務局)

第18条　本会の事務所を鹿児島県に置く。

(所管事項)

第19条　事務局は次の事務を処理する。

　　　　①会議開催に関する事務

　　　　②官公庁および他団体との連絡に関する事項

　　　　③物品の購入並びに什器備品の保管管理

　　　　④文書起案に関する事務

　　　　⑤その他本会の事務処理

(届出及び諸書式)

第20条　本会の届け出および諸書式は次のとおり定める。

　　　　　第１号　入会申込書

　　　　　第２号　退会届

　　　　　第３号　理事候補推薦届

　　　　　第４号　役員就任承諾届

　　　　　第５号　役員退任届

　　　　　２．前項の書式の様式は、本規則末尾綴込みのとおりとする。

附則

施行規則は平成２７年５月３０日より改正施行するものとする。

施行規則は令和２年５月２３日より改正施行するものとする

（第４条４内に　原則としてを追記）

施行規則は令和２年８月１８日より改正施行するものとする

（第5条４月３０日迄に一括前納を８月末日迄に一括納付に変更）

（第５条の２．一括前納を一括納付に変更）